

日 本 白 鳥 の 会 々 則

(名称および事務局)

- 第 1 条 本会は「日本白鳥の会」と称し、事務局を会長所在地区に置く。
- (2) 本会は支部を置くことができる。

(目 的)

- 第 2 条 本会は日本に渡来する白鳥を保護し、生態を解明するため、各渡来地の環境保全を図るとともに広く自然保護思想の普及と学術文化の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
- ① 白鳥に関する文献、資料の収集・紹介・あっせん。
 - ② 個人および団体の渡来白鳥保護研究活動に対する協力と援助。
 - ③ 世界の白鳥研究者または機関団体との提携交流。
 - ④ その他本会の目的を達成する事業。

(会 員)

- 第 4 条 本会の趣旨に賛同し、会費を納めた者は会員となることができる。

(役 員)

- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|---------|-----|
| ① 会 長 | 1 名 |
| ② 副 会 長 | 2 名 |
| ③ 理 事 | 若干名 |
| ④ 監 事 | 2 名 |

(役員の選出方法)

- 第 6 条 会長および監事は総会において選出する。
- (2) 副会長および理事は総会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

- 第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 理事は会務の執行にあたる。
 - (4) 監事は会務を監査する。

(役員 の 任 期)

第 8 条 役員 の 任 期 は 2 年 と し、再 任 を 妨 げ な い。

(2) 役員 は 任 期 満 了 後 で も 後 任 者 が 就 任 す る ま で は そ の 職 務 を 行 な う。

(総 会)

第 9 条 総 会 は 毎 年 1 回 開 き、事 業 計 画 ・ 予 算 ・ 決 算 ・ 会 則 の 改 正 ・ 役 員 の 選 任 ・ そ の 他 重 要 事 項 を 審 議 決 定 す る。

(理 事 会)

第 10 条 理 事 会 は 必 要 に 応 じ 開 き、会 長 が 議 長 と な る。

(事 務 局)

第 11 条 こ の 会 の 事 務 を 処 理 す る た め、事 務 局 を 置 く。

(2) 事 務 局 長 は 理 事 会 に は か り、会 長 が 委 嘱 す る。

(経 費)

第 12 条 本 会 の 経 費 は 会 費 お よ び そ の 他 の 収 入 を も っ て あ て る。

(2) 会 費 は 年 額 2,000 円 と す る。

(会 計 年 度)

第 13 条 本 会 の 会 計 年 度 は 毎 年 9 月 1 日 に は じ ま り、翌 年 8 月 31 日 に 終 わ る。

(専 決)

第 14 条 本 会 の 運 営 に 関 し 緊 急 を 要 す る 事 項 は 副 会 長 と 協 議 の う え、会 長 が 専 決 処 理 す る こ と が で き る。

(附 則)

(1) こ の 会 則 は 昭 和 48 年 6 月 24 日 か ら 施 行 す る。

昭 和 52 年 9 月 4 日 第 13 条 1 部 改 正